

白 石 市 議 会

厚 生 文 教 常 任 委 員 会

3 0 . 6 . 1 5

白石市議会厚生文教常任委員会

1. 招集日時 平成30年6月15日(金) 午前10時00分

2. 場 所 白石市議会 第3委員会室

3. 本日の会議に付した事件

(1) 委員会付託事件の審査(議案3件)

- ・第51号議案 白石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ・第52号議案 白石市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例
- ・第53号議案 白石市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

4. 出席委員

松野久郎 委員長	佐藤秀行 副委員長
佐藤龍彦 委員	伊藤勝美 委員
沼倉啓介 委員	平間知一 委員
菊地忠久 委員	大町栄信 委員
佐久間儀郎 委員	

5. 欠席委員

なし

6. 説明のために出席した者

菊地正昭 副市長	半沢芳典 教育長
庄司昭利 保健福祉部長	小室英明 学校管理課長
川口秀記 子ども家庭課長	宍戸儀四郎 学校管理課上席参事
	小室徹彦 生涯学習課長

7. 事務局職員出席者

大野昭彦 次長	菅野順一郎 主幹兼調査係長
---------	---------------

~~~~~

午前9時55分 開会

◎松野久郎委員長 それでは、会議に入る前にお願いをいたします。

本委員会の議事は、全て録音し、会議録を調製いたしますので、発言につきましては本会議同様、委員長の許可を得た後、発言されるようお願いをいたします。

ただいまから、厚生文教常任委員会を開会いたします。

本委員会の説明のため、関係当局の出席を求めていますので、ご了承願います。

本委員会に付託された案件は、議案3件であります。

なお、議事の進行上、まず、第52号議案・白石市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例及び第53号議案・白石市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の2議案を審査し、その後、第51号議案・白石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の1議案を審査いたします。

これらの議案の説明につきましては、既に本会議において行われておりますので、これより質疑に入ります。

なお、第52号議案・白石市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例につきましては、統廃合に関する学校の削除でございますので、関連がありますので、第53号議案・白石市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の2議案を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎松野久郎委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、質疑に入ります。質疑ありませんか。

◎佐久間儀郎委員 今回の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例ということで、第10条が変わっているわけですがけれども、まず、その一つには教職員の免許のほうの規定によって云々……（「違うよ」「52、53」の声あり）失礼しました、錯綜してしまいました。

◎松野久郎委員長 第52号議案と53号議案です。

◎佐久間儀郎委員 最初にやるということね。それでは、後に回します。

◎松野久郎委員長 ほかに質疑ありませんか。

◎沼倉啓介委員 直接のあれではないんですが、学校開放の件、使用区分という形もあるので、その関連でもってお尋ねをいたしたいと思うのですが、斎川小学校以下、南中学校、白川中学校にしても、敷地面積の広さとか、それから施設の建築してから年数がまだ新しいという南中学校のこともありますので、特に南中学校の新築状況、今後の統廃合の後の使用、最初は何か支援学校の誘致という形で動いていたという話がありますが、それがだめになったという話も聞いておまして、その辺の具体的な進捗状況を教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

◎松野久郎委員長 説明を求める意見がありますので、当局の説明を求めます。

◎半沢芳典教育長 それでは、最初に南中学校のことについて、現在の跡地の利用のことについてご説明を申し上げます。

県の特別支援学校として活用する案は実際ございまして、現在流動的な段階で、全くだめというところではなくて、現在協議が続いているということでございます。

なお、南中学校につきましては、校舎は平成19年度建築、プールについては平成20年度建築ということでありまして、体育館は平成13年、14年度で、耐震工事完成につきましては平成26年度という状況になってございます。

白川中学校につきましては、校舎は昭和40年建築でございまして、鉄筋コンクリートづくりで築53年が経過しております。体育館につきましては昭和44年建築で、これは鉄骨づくりで築49年でございます。

◎沼倉啓介委員 私らの情報よりも先生方の情報のほうが正しい情報なのかなという感じはあるんですが、県としては支援学校の追加の立ち上げというのはしたくないというような話を聞いておりますし、秋保のほうに支援学校ができたという形のあれになると、南中学校の支援学校の可能性というのは薄れたのかななんて素人ながら考えていたんですが、そういう考えはございませんか。

◎小室英明学校管理課長 ことしの4月にも、県の教育長と当時の教育長が会って話なんかもしていますけれども、今の秋保の支援学校の話なんかも出されまして、何となくトーンダウンしているような感は感じております。

◎沼倉啓介委員 結局、南中学校の場合は補助金を使っているんで、ほかの教育関係以外のものに使えないという側面がありますよね。ただ、その後の何か縛りとか、皆まだ所管の関係でかかっているということもありまして、意外と開放されても使用目的というのは狭まっているというような状況にあるんですが、あくまでも支援学校は支援学校という、可能性が非常に薄いところで追いかけてもしょうがないので、その辺、別な観点で教育関係の何か施設という形のものできませんかね。

◎半沢芳典教育長 今のところ具体的にまだ、現在学校は行われておりますので、どういう目的でということについては具体的にはまだ上がってはおりません。先ほど申し上げたように、県に対しては、本年4月においても県の教育庁に対して、支援学校等についてという要望はしてございます。が、先ほど課長から答弁いたしたとおりでありまして、トーンダウンしているというのは私も感じてはおります。

◎沼倉啓介委員 市民と議会の意見交換会でも、学校の跡地利用に関しては、白川中学校に関してはかなり住民の方から出ていることは確かなんです。いわゆる住民サイドでの進め方をさせてほしいというようなそういう意見もあるし、思い切って、例えばこういう学校統廃合に関する敷地とか跡地利用に関しては、地域住民あるいは市民に投げてみるというのも一つの方法なのではないかなという感じはあるんですが、その辺、教育委員会サイドではそういう方向づけでリサーチしてみるなんていう考え方はまるっきりないですか。

◎小室英明学校管理課長 白川中学校に関しましては、まだ学校自体が存在しているということで、庁内においても具体的な話はなされておられませんけれども、7月あたりから庁内の打ち合わせも立ち上げていきたいとは考えています。それで、教育委員会サイドというよりも、むしろ全庁的な市の財産ということの問題かなということで捉えて、そこで方針を打ち出していきたいと考えております。

◎佐久間儀郎委員 今、沼倉委員がおっしゃったんですけれども、白川中学校の跡地ですね、ここで、あの3月に白川公民館に参りまして、市民との意見交換会やりました。その際にも、沼倉委員がおっしゃったように、我々からこうしてくださいということではなくて、行政側としてもこういう跡地の利用の仕方があるんだから、どうなんだろうかと、そういった提案が欲しいんだという声結構あったんです。ですから、地元だけに任せるということだけではなく、ほかの跡地のいろいろなケースがあるわけですから、そういったものも修正していろいろなことを提供してあげると、こういうことが必要だろうと私は感じ取ったんですね。そのことをひとつ捉えていただきたいと思うんですが。

◎半沢芳典教育長 教育委員会としては、住民の方の意見にも耳を傾けつつ、先ほど課長が申し上げたように、全庁的な跡地をどう活用するかということについて協議をしながら、地域の住民の皆さんと合意形成を図りながら今後も進めていきたいと、委員おっしゃるとおりだというふうに思っております。（「ぜひお願いいたします」の声あり）

◎伊藤勝美委員 今、佐久間委員、あと沼倉委員という話で、あと教育長、今、全庁に挙げてそういったことに取り組むというか、ある程度案を出していくということなんですけれども、そういうものを考えると、地域の人たちの考え、あと行政の考えもあるんですけれども、それもあるし、その考えの中に、今度本当にどうにもいけなくなった場合は、今度みんなにどうか、一般的に外にも発信しなければならないことも考えられると思うのです。だから、できるだけそういったものは早目にやらなければならないと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。外に発信するというのは、つまり民間、それこそ民間ね、そういうところの活

用も考えなければならないのではないかというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

◎半沢芳典教育長 先ほど申し上げたように、庁内それから地域の声もお聞きしながら、それで進めていけばいいなど。それで、民間等についても当然視野に入れながら、跡地をどうするかということは今後検討してまいりたいというふうに思っております。

◎平間知一委員 白川の場合は、以前、振興会というか区長会のほうでアンケートをとった経緯があるんですね。その際には、公民館として使用したいんだといろいろあったんですけども、それを今ストップしているわけですけども、特にいろいろな形で見ると、学校の跡地については、振興会をもとにしてやりなさいというようなスケジュールに載っているんですね。それで振興会でやっているわけですけども、今7月からやるということですけども、学校問題については、庁舎内で委員会をつくるというようなことがこれに載っているんですけども、その件については、教育委員会ではなくて、市長部局のほうで検討するという事なんですか、それは。

◎小室英明学校管理課長 例えば斎川小学校ですね、これは具体的な例規に載せるような委員会等をつくっていませんけれども、教育委員会、まだ教育施設でうちの所管になっているもので、そのほかに総務課とか建設課とか財政課とか関係するような課を全部交えて、そういう打ち合わせ、会議は開催しております。白川なんかについても同じような形態で、庁内の会議を立ち上げていきたいということで考えています。

◎平間知一委員 斎川ではそういうことをやっているんですか。立ち上げて。

◎小室英明学校管理課長 斎川小学校の部分につきましても、2月に1回、2月末に開催しております。それで、こちらでも7月早々に開催したいということで考えてはおります。そして、さらにそれを受けまして、地区のほうからも意見のすり合わせをしてほしいという要望が出ているので、まだ確定的なものにはなりませんけれども、一回地区にも落とす必要があるのかなと考えております。

◎松野久郎委員長 今回、学校施設の開放に関する条例で、ここは変わるわけですけども、前回の斎川小学校と同じように、また白石市自治会かなんかの中で、この学校の体育館の利用という形を考えているということですよ。それで、よろしいですか。（「はい」の声あり）

◎佐久間儀郎委員 学校統合というそういう一つの流れから申し上げますと、今、斎川小学校はこのようにもう閉校されて、今度は南中と、それから白川中学校だと、こういう流れが今

来ておりますけれども、市民の中から、地区の住民から、「いずれは、うららほうもそうなってくるんだろうね」というような声も漏れ聞こえ始めているんですよ。大平地区でありますけれども。その辺のところを心配するお母さんたちもふえてきているということがあるので、全体的に、これから先どういった統廃合を教育委員会で考えていらっしゃるのか、その辺ですね。前の教育長のお話では、複式学級の場合はもうかなりきつい状況になっていると。ですから、それ以外であれば、小学校はできる限り残していきたいんだというような方針をここで……。

◎松野久郎委員長 この条例とは関係ありませんので……。

◎佐久間儀郎委員 失礼しました。

◎松野久郎委員長 この際、暫時休憩します。

午前10時10分 休憩

~~~~~

午前10時48分 開議

◎松野久郎委員長 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

初めに、第51号議案・白石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

なお、前回の委員会のときに、これは法律的に、または規則的に開かなくてはならないという話がありましたが、そういうのはないということをまず申し添えておきます。

それでは、早速質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

◎佐久間儀郎委員 第51号議案については、条例の第10条の改正だということで、その中に（４）ですね、教職員免許法第4条に規定する免許状を有する者に直したいと。現行が、「学校教育法の規定により教諭の資格を有する者」ということを「免許状」という形に直したわけですね。

だから、私らなんかは、免許状を持っていたら、もう教諭の資格があるんだろうと、そういうような形で捉えてしまうんだけど、結局は免許状というか免許を取っても、ある程度まで更新していかなければ資格がなくなっていくんだよという一つの前提で、免許状を更新しない方もこれから支援者の対象にしていくよと。言うなれば、例えば定年退職で教員を辞された方は、当然免許状の更新などしないわけでしょうから、そういう方々も含めながら、支援としてこれからも対象に考えていきたいんだというのが一つの構想なんだろうと、そうは思っているんですが、その辺どうですか、そういうことでよろしいですか。

◎川口秀記子ども家庭課長 今までの「教諭となる資格を有する者」を「教員免許法第4条の規定により免許状を有する者」に改めるということにつきましては、今現在の教諭につきましては、委員おっしゃるとおり教員免許更新を受けていないと教壇に立てないというような規定になっておりますので、現在の放課後児童クラブの運営の法律では、その辺が明確ではなかったと。免許状の更新を受けた人でなければならないのか、それとも委員おっしゃるように、免許を所持している方であれば支援員となる資格があるのかということが明確でなかったために、今回明確にするように「免許状を有する者」ということで、免許状を持っている方については支援員となる資格を有するということを明確にするものです。

◎佐久間儀郎委員 もう1点、済みません。同じ、今回新たに、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって市長が認めた者と、こういう新しい規定を入れられたわけですが、国のほうの基準のほうの改正の中で読めば、要するに高等学校以上を卒業した方でないと支援のまず対象にならないんだという一つが前提になっていると。ただ、ある自治体のほうからは、中学校卒業の段階でも地域では非常に評価の高い方がいらっちゃって、そういう方も支援員に招き入れてほしいという中での要望があり、そういう今回の5年以上云々というものも定めたみたいなので、そういう流れをちょっと読んだんですけども、そういう考えなんでしょうね、こちらのほうの条例改正。

◎川口秀記子ども家庭課長 委員おっしゃるとおりに、今まで高校卒業程度までとかという人については、2年間の支援員の経験で、都道府県が行う研修を受けて支援員になることができたわけなんですけど、中学校卒業の方につきましては、幾ら能力がある方につきましても支援員と見られなかったものですので、これについては地方からの提案で、ぜひ中学校程度の方についても支援員になれるようにしていただきたいというような提案があって、それを受けて国のほうで法律改正をしたと聞き及んでおります。

◎菊地忠久委員 この10号で、5年以上というのを新たに新設されたということですけども、いろいろ質の確保のためにいろいろな要件があって、その要件が緩和されて今回の改正案だと思うのですが、市長が適当と認めた者ということについて、客観的な基準のようなものは市では設ける考えはあるのかお伺いいたします。

◎川口秀記子ども家庭課長 市長が適当と認める者と判定する具体的な方法はというご質問とお聞きしますが、放課後児童支援員につきましては、学童保育での生活がスムーズに行えるように、利用者たちのために自己研さんや自己啓発に励み、みずからの資質向上に努めることが求められているというふうになっております。このため、勤務経験のほかにつきましては

は、日ごろの子供たちとの接し方ですとか、あと本人の意欲を勘案して市長が認めた者というふうに持っていきたいと考えておりまして、これにつきましては、その支援員の方がいる児童クラブのほうにヒアリングを行うなどして判定していきたいというふうに考えております。

◎沼倉啓介委員 何か漠然としていますよね。何か、これだという形の客観的な判断というのをできないような形ではないですか。今のお答え、答弁では。そこら辺、明確に概念規定しておいたほうがかえっていいのかなと思うんですがね。ここまで条件緩和しているのであれば、市長が適当と認める者という形のを、ある程度の庁内での概念規定の基本というものを持っていないと、ヒアリングをして判断するといったって、何かわけわからないですよ。その辺の話し合いというのはなされてないんですか。例えば、こうだこうだこうだという形のものというのは。

◎川口秀記子ども家庭課長 放課後児童支援員の規定につきましては、5年間の勤務経験を有するというようになっておりますので、5年間ちゃんと勤務できた実績を踏まえた上で、県の研修を受けて支援員になるということですので……（「県の研修を受けるのね」の声あり）はい、そうです。あくまでも資格要件でありまして、その後に都道府県側から研修を受けて初めて支援員となりますので。（「認定研修を必ず受けるんだよね」の声あり）あくまでも資格要件の今回改正ということになっておりますので、その辺をヒアリング等した上で資格要件を認めていきたいというふうに考えております。（「それでは話が違うね、了解」の声あり）

◎松野久郎委員長 ほかに質疑ありませんか。

◎松野久郎委員長 放課後児童クラブ、放課後子ども教室、児童館、この3つが今行われていると思うんですけども、この条例は、この3つに該当するのか。ただ、厚生労働省と文科省の違いありますよね、その区分けがどのようになっているのかお伺いします。

◎川口秀記子ども家庭課長 委員長おっしゃられましたように、児童館につきましては、これは誰でも来館できる自由来館というものが基本になっておりまして、児童館につきましては4時半までというような運営の状態になっております。

放課後児童クラブにつきましては、児童館、放課後児童クラブとも厚生労働省所管になりますが、これにつきましては子供の居場所づくりというものが主眼というふうになっております。これにつきましては、両親が就労ですとか病気などのために、家庭において見る人がいないというようなご家庭につきましては、申請をしていただきまして、月3,000円の利用

料を支払っていただきまして利用していただくというふうな施設になっております。

文部科学省所管の放課後子ども教室につきましては、生涯学習課が所管になりますから、聞き及んでいる話では、第一小学校と第二小学校のほうに放課後子ども教室というのを平成30年度から開設されたということで、第一小学校につきましては一体型ということで、第一小学校の中に放課後子ども教室を開設して、放課後児童クラブの子供たちについては、まず授業が終わったら放課後子ども教室のほうに行き、いろいろ向こうのほうの企画しているものを受けて、終わった後で放課後児童クラブのほうに来て6時半まで過ごすというようなことになっております。第二小学校につきましても、連携型ということになっておりまして、こちらにつきましては旧斎川小学校のほうで年3回程度行うというふうに聞いております。

◎松野久郎委員長 そうすると、児童館、放課後子ども教室は文科省管轄で……（「いいえ」の声あり）児童館と……（「放課後児童クラブが」の声あり）放課後児童クラブは、これは厚生労働省ですね。（「はい」の声あり）だから、この条例は、厚生労働省の……（「放課後児童クラブに」の声あり）放課後児童クラブのやつですよ。（「そうです」の声あり）放課後児童クラブ以外の文科省管轄の児童館、それから放課後子ども教室のスタッフの規定とか条例というのは別にあるわけですよ。これ教育委員会管轄だと思うんですけども。（「児童館は別にあるようになります」の声あり）

というのは、放課後子ども教室でも県の研修に行くんですよ。行って、それで一定の資格を持って行って、それでやっているというのが今現状なので……。

◎佐久間儀郎委員 済みません、関連しますけれども、今回、放課後児童支援員の拡大、そういう条例の改正ですけども、言葉的には学童保育指導員という言葉がありますよね。あれよく私区別できなくているので、同じものなんですかね。

◎川口秀記子ども家庭課長 それは、放課後児童支援員の前の資格のように聞いております。現在は放課後児童支援員ということになります。

◎松野久郎委員長 暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

~~~~~

午前11時03分 開議

◎松野久郎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎松野久郎委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎松野久郎委員長 討論なしと認めます。

採決に入ります。ただいま議題となっております第51号議案、先ほど採決をしませんでした第52号議案、第53号議案につきまして、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎松野久郎委員長 ご異議なしと認め、よって、第51号議案から第53号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

委員の皆様には、終始ご熱心にご協議をいただき、深く敬意と感謝を申し上げます。また、理事者各位におかれましても、委員会の円滑な運営に格別なるご協力をいただき、まことにありがとうございました。

お諮りいたします。本委員会に付託された案件の審査経過と結果については、来る6月21日の本会議において委員長から報告いたしますが、その内容につきましては、委員長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎松野久郎委員長 ご異議なしと認め、委員長報告は委員長に委任することに決定いたしました。

これにて本委員会を閉会といたします。

皆さんまことにありがとうございました。

~~~~~

午前11時04分 閉会

白石市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

厚生文教常任委員長 松野久郎